

⑪ 住宅用太陽光発電・蓄電システム設置費の一部を補助します

申・問 環境政策課(内線 125)

市では、地球温暖化の防止のため、再生可能エネルギーを積極的に活用し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、住宅用太陽光発電・蓄電システムを設置する方に補助金を交付します。

対象設備 ※太陽光発電システムのための設置は補助対象外です。

○太陽光発電システム

- ・太陽電池その他設備を用いて太陽光を変換して電気を得る設備
- ・構成する太陽電池モジュールの最大出力の合計値が10kW未満のものであり、かつ、設置時に未使用のもの
- ・太陽電池で得た電気が、当該住宅にて使用されるもの
- ・次に示す蓄電システムと接続し使用するもの

○蓄電システム

- ・電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用できるもの
- ・住宅等に設置された太陽光発電システムと接続され、太陽光発電システムにより発電される電力を充放電できるもの
- ・蓄電池部から供給される電力が、当該住宅にて使用されるもの
- ・国が令和3年度に実施した、または令和4年度に実施する補助事業における補助対象設備として、国の委託事業者により登録されているものであり、かつ、設置時に未使用のもの

対象者 (1)～(5)のすべてに該当する方

(1) 補助金交付時に住民登録している方

(2) 次のいずれかに該当する個人

- ・自ら居住する住宅に太陽光発電システムおよび蓄電システムを設置する方
- ・自ら居住する住宅に、既に設置された太陽光発電システムと連携する蓄電システムを設置する方
- ・住宅を販売する事業者等により未使用の太陽光発電システムおよび蓄電システムがあらかじめ設置された住宅(システム付き住宅)を自ら居住するために購入する方

(3) 補助金を申請した年度内にすべての手続きを完了することができる方

(4) 市税に未納がない方

(5) 設置者自らまたは同一住所地において居住する者が、茨城県が実施している「いばらきエコチャレンジ」に登録し、家庭での省エネルギーの取り組みを行う方

補助金額

○太陽光発電システム 1kWあたり20,000円(限度額80,000円)

○蓄電システム 蓄電システムの設置費×3分の1(限度額150,000円)

※システム設置工事の着工前(システム付き住宅を購入する場合は購入前)に申請してください。

※補助金の交付は、1住宅につき1回限りです。

※申請から交付までの流れなどの詳細は環境政策課にお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口

厚生労働省 Tel 0120-565653 9時～21時(土日・祝日も実施)

茨城県庁内 Tel 029-301-3200 8時30分～22時(土日・祝日も実施)

中央(旧水戸)保健所 Tel 029-241-0100 9時～17時(平日のみ)